平成２４年（フ）第１７１１号
東京都武蔵村山市大南４丁目21―１　エステート大南公園９―307
債務者　中山　達夫
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１７１３号
東京都足立区鹿浜６丁目12―２―406
債務者　利光由果子
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１７１６号
東京都江東区永代１丁目10―８
債務者　鈴木　健之
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１７１７号
東京都江東区永代１丁目10―８
債務者　鈴木　郁江
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１７１９号
東京都葛飾区細田５丁目13―16
債務者　竹田　浩子
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１７２７号
東京都北区田端１丁目20―24
債務者　川瀬　雅史
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３８号
横浜市都筑区南山田町4013番地　ハーモスヴィラ101
債務者　井上　直路
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４８号
横浜市保土ケ谷区星川２丁目８番13号
債務者　相川恵利子
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９６号
神奈川県藤沢市辻堂元町３丁目７番５号　落合ハイツ201号
債務者　曽我　朝子
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１９号
神奈川県藤沢市城南３丁目６番６―207号
債務者　内田　月代（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３４号
横浜市中区松影町３丁目９番地７　石川会館608号室
債務者　淺川　政幸
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６６２号
東京都調布市佐須町２丁目30番地７フラワーマンション302
債務者　久保　博史
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３８号
静岡県藤枝市時ヶ谷403番地の７　グリーンヴィレッジ207号、旧住所静岡県藤枝市音羽町２丁目２番21号
債務者　西山　昌人
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５６号
静岡県藤枝市清里２丁目27番地の９、住民票上の住所静岡県藤枝市音羽町２丁目２番21号
債務者　西山　政喜
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３３９号
北海道帯広市西15条南36丁目１番９号　稲田２―249号
債務者　下　　義弘
1　決定年月日時　平成24年２月17日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月26日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係